

## 高島市申入れについて（北川ダム建設事業の検証について）

- 1 知事は、先の第3回北川ダム建設事業「検討の場」会議において、発言がなかった沿川区長など委員関係者の意向を聴取することを確約されたが、その後の経過および内容について明らかにされたい。
- 2 北川ダム建設事業から河道改修へ方針を転換するにあたっては、先の「北川第一ダム建設事業に関する基本協定書」について、関係者の合意のもとに新たな方向付けを行う必要がある。  
どのように対処されるのか明らかにされたい。
- 3 平成15年に県当局が示されたダム建設事業案においては、1/50を前提に穴あきダムへの計画変更を示され、関係者への周知を図られた経緯がある。地元では、県の前向きな姿勢に一定の評価をしてきたところであるが、今回、全国的に想定をはるかに超えるゲリラ豪雨が続出するなかで、安全度を1/30に変更されたことの意義はどこにあるのか。  
特に、地先の安全度を重要な指標とされたにも係わらず、確率降水量を変更されたことについて、本事業の中核的役割を担ってきた「安曇川水系治山治水事業促進協議会」に対し、納得できる説明がなされるべきである。
- 4 県は河道改修への転換にあたっては、改修事業の実施期間を概ね10年とし、人命の保全のためにスピード感をもって効果的に事業推進を図ることを明言されたが、その具体的な推進プログラム（年度ごとの事業内容および投入事業費）を市民および関係者に明示されたい。
- 5 滋賀県において最終決定に至るまでの具体的なスケジュール（いつ・何を・どうするのか）を明らかにされるとともに、過去3回にわたる北川ダム建設事業「検討の場」会議での意見などの総括と、本申入れ事項に対する当局の見解について、県公共事業評価監視委員会と国への報告までに再度「検討の場」を開催され、市民への説明責任を果たされたい。